

1. 方針の策定にあたって

市川市では、平成 10 年以來、第 1 次から第 3 次の定員適正化計画に基づく取り組みにより、800 人以上の職員数削減を進めてきました。その結果、少なくとも現在の業務量を前提としますと、総体としての職員数はほぼ適正な規模となっているものと考えています。

したがって、今後はこれまでのような明確な目標数を定めた計画的削減を行うのではなく、以下のとおり 4 点の基本方針を定めた上で、定員管理に取り組むこととします。

2. 適用期間

この方針の適用期間は、平成 26 年度から、市川市行財政改革大綱の目標年度である平成 32 年度までの 7 年間とし、この期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 基本方針

今後の本市の定員管理においては、次に掲げる 4 点を基本方針とします。

- ① 「より良いサービスをより少ない経費で提供する」ことを目指し、組織ごとの業務量に応じた適正な職員配置を行います。
- ② 「常勤職員の総数（正規職員と常勤再任用職員の合計）を増やさない」ことを原則とします。
- ③ 「職員の総人件費を増やさない」ことを原則とします。
- ④ 今後の定員適正化は、市川市行財政改革大綱の進捗にあわせて進めることとします。

4. 資料の作成及び公表

この方針に基づく定員管理の取り組み状況を説明する資料として、「市川市職員の定員適正化について」を適用期間内の毎年度作成し、公表します。